

約款改訂新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>証券総合取引約款</p> <p>第22条（取引の解約事由） 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されます。</p> <p>①（現行どおり）</p> <p><u>②保護預り証券等の残高がなくなった後、3年が経過したときは、上記①の解約のお申出があったものとみなし、当社からの事前の通知なく、当社はこの契約を解約できるものとします。</u></p> <p>③（現行どおり）</p> <p>④（現行どおり）</p> <p>⑤（現行どおり）</p> <p>⑥（現行どおり）</p> <p>⑦（現行どおり）</p> <p>⑧（現行どおり）</p> <p>⑨（現行どおり）</p> <p>第34条（免責事項） 当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①当社所定の手続きをもって行った有価証券の売買、お預りした有価証券または金銭の返還、もしくは振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>②～③（現行どおり）</p> <p>④所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または所定の手続きにお客さまの不備があったためにお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>⑤～⑨（現行どおり）</p>	<p>証券総合取引約款</p> <p>第22条（取引の解約事由） 各契約は、以下の事由に該当したときに解約されます。</p> <p>①（省略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>②（省略）</p> <p>③（省略）</p> <p>④（省略）</p> <p>⑤（省略）</p> <p>⑥（省略）</p> <p>⑦（省略）</p> <p>⑧（省略）</p> <p>第34条（免責事項） 当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて行った有価証券の売買、お預りした有価証券または金銭の返還、もしくは振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>②～③（省略）第24条②による届出の前に生じた損害</p> <p>④所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>⑤～⑨（省略）</p>
<p>特定口座に係る上場株式等保管委託約款</p> <p>第11条（契約の解除） 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p><u>④お客さまの特定口座に3年間残高がなく、当社から解除の通知をした場合で、お客さまから所定の期日までに異議の申立てがないとき。この場合、当該所定の期日の経過をもってお客さまから特定口座廃止届出書があったとみなし、当社は、お客さまの特定口座を廃止します。</u></p>	<p>特定口座に係る上場株式等保管委託約款</p> <p>第11条（契約の解除） 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③（省略）</p> <p><u>（追加）</u></p>